⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口
上記５⑴に同じ。
⑹　上記２⑴、㈡に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は上記２⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　技術提案書に関するヒアリングを行う。
⑻　詳細は説明書による。
７　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Design Work for Spinal Injuries Center
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Time-limit to express interests by bringing or registered mail : 5 : 00 P.M. 16, February, 2010
⑷　Time-limit for the submission of proposals by bringing or registered mail : 5 : 00 P.M. 19, April, 2010
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division Accounting Department, Japan Labour Health and Welfare Organization, 580 Horikawa-cho Saiwai-ku, Kawasaki Kanagawa 212―0013　TEL : 044―556―9852　FAX : 044―556―9916

資　格

競争参加者の資格に関する公示

総合せき損センター基本計画・設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成22年２月５日
独立行政法人労働者健康福祉機構
契約担当役理事　石川　勝一

◎調達機関番号　590　◎所在地番号　14
○営第２号
１　業務概要
⑴　業務名　総合せき損センター基本計画・設計業務
⑵　業務内容　本業務は、福岡県飯塚市伊岐須550―４番地にある総合せき損センターの増改築計画に基づく建築及び設備の基本計画書の作成、基本・実施設計、既存建物の解体設計並びに積算業務を行うものである。
⑶　履行期限　平成23年３月30日
⑷　業務範囲
本業務は「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
２　申請の時期
平成22年２月５日から平成22年２月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成22年２月16日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を受領できないことがある。
３　申請方法
⑴　申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成22年２月５日から　〒212―0013　神奈川県川崎市幸区堀川町580番地　ソリッドスクエア東館17階　独立行政法人労働者健康福祉機構経理部契約課契約班　電話044―556―9852　において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法
申請者は、申請書に設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
４　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年12月12日付け独立行政法人労働者健康福祉機構理事長。以下「平成20年12月12日付け公示」という。）３⑴①「測量・建設コンサルタント等業務」に掲げる項目について設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ
構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　独立行政法人労働者健康福祉機構における平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格審査において「建築士事務所」の参加資格の認定を受けていること。
③　申請書及び参加表明書等の提出期限の日から契約の時までの期間に独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から指名停止を受けている期間中でないこと。
④　平成20年12月12日付け公示の５に該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件
構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書
設計共同体の協定書が、「総合せき損センター設計共同体協定書」によるものであること。
５　一般競争（指名競争）参加資格審査において「建築士事務所」の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
６　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
７　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
８　その他
⑴　設計共同体の名称は、「総合せき損センター設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成22年２月５日付け独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役理事）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成22年２月５日
防衛省防衛医科大学校病院
事務部長　上田　克博
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11
１　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　導入計画物品及び数量
血管造影Ｘ線診断装置　一式
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　平成22年度第３・四半期以降